



# 集團指導別冊資料

# 通院等介助

---

請求審査の中で、通院等介助の請求において、算定時間の中に控除となる時間が入っている案件が散見されています。支援の中で控除時間を管理していただき正しい算定時間で請求してください。

また、控除となる時間がある場合には、サービス提供実績記録票の備考欄に記載をお願いします。

## 控除時間の例

- ・ 行き帰りの運転中（車移動の場合）
- ・ 診察・診療時間
- ・ 病院内での待ち時間（院内介助の認定がない場合・見守りの場合）
- ・ 昼食中\*（見守りの場合）

## ※支援中の昼食について

診察・診療時間等が午前から午後にまたがる場合、院内等での食事について以下の取り扱いによる支援・算定をお願いします。

### 一宮市の取り扱い

サービス等利用計画にあらかじめ計画することはできません。ただし、やむを得ない理由により午前と午後をまたがってしまう際、**院内介助が認められている利用者に食事介助する場合可能とします。**（食事の場所は、病院内の施設等に限る）

なお、診察が終わった時間がお昼時だったために、帰りに食事をとる場合は、算定不可とします。

### 算定時間の特例

居宅介護では、留意事項通知において、「指定居宅介護等を行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、当該居宅介護計画に基づいて行われるべき指定居宅介護等に要する時間に基づき算定される」とあります。しかしながら、通院等介助においては、当日の病院内の混雑状況、利用者の方の診察・診療時の状況等により支援時間が計画通りにいかない場合が想定されます。したがって、一宮市の取り扱いとして、やむを得ない事由により実支援時間が計画時間より大幅に長くなった際、支援中に計画の変更により**利用者本人又は利用者の家族**から同意を得られた場合に限り実支援時間で算定が可能です。ただし、本特例は通院等介助に限ります。

### ・ サービス提供実績記録票記載例

日付	曜日	サービス内容	居宅介護計画				サービス提供時間		算定時間数		派遣人数	初回加算	緊急時対応加算	福祉専門職員等連携加算	サービス提供者印	利用者確認印	備考
			開始時間	終了時間	計画時間数		開始時間	終了時間	時間	乗降							
					時間	乗降											
6	火	通院(伴う)	10:00	14:00	3		10:00	14:00	3		1						10:05~10:20/13:50~14:05(運転中) 空き時間12:30~13:00(昼食)



例 予定時間 (10:00~12:00)  
利用者等から支援中に計画変更の同意を得られた場合  
時間の変更が認められます。

# ○生活介護サービス提供実績記録票（記載例）

日付	曜日	サービス提供実績												利用者 確認欄	備考	
		サービス提供 の状況	開始時間	終了時間	算定 時間数	送迎加算		訪問支援特別加算 時間数	食事提供 加算	体験利用 支援加算	入浴支援 加算	喀痰吸引 等実施加算	緊急時受 入加算			集中的支 援加算
						往	復									
			9:00	16:00	8						1					

※<sup>1</sup>実際にサービスを提供した時間を記入  
(参照：厚労省Q&A vol.2 問22)

個別支援計画で定めた  
時間を記入※<sup>2</sup>

算定する場合「1」を  
記入する。

※<sup>1</sup>計画時間で入力すると他事業所との重複が発生し実績記録の修正のために返戻となる場合がありますので必ず実支援時間での入力してください

※<sup>2</sup>個別支援計画で定める時間の算定について

○サービス提供時間が個別支援計画に定めた時間数と異なる場合

①個別支援計画に定めた時間より長くなった場合

事業所都合による場合	計画時間で算定
利用者都合又は天候や道路状況等による場合	実際に支援に要した時間で算定可能

②個別支援計画に定めた時間より短くなった場合

事業所都合による場合	実際に支援に要した時間で算定可能
利用者都合又は天候や道路状況等による場合	計画時間で算定

○生活介護の個別支援計画作成

- ① 医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障害者、行動関連項目 10 点以上の者、盲ろう者等であって、障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（6 時間未満）にならざるを得ない利用者については、利用前の受け入れ準備や利用後の主治医への伝達事項整理、申し送り事項の調整等に長時間を要すると見込まれるため、1 日 2 時間以内を限度として、個別支援計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。  
(やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向が十分勘案された上、サービス担当者会議で検討されサービス等利用計画に位置付けられていること。)
- ② 送迎時に実施した居宅内での介助等に要する時間は個別支援計画に記載した上、1 日 1 時間以内を限度として個別支援計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

**個別支援計画で定めた時間と実際のサービス提供時間が異なる状況が続く場合は個別支援計画の見直しを検討すること！**

# 長期入院時支援加算

## ○ 1 週間の考え方

長期入院時支援特別加算の要件の 1 つである特段の事情がない限り、原則 1 週に 1 回以上の訪問の 1 週間の考え方について、長期入院時支援加算の算定開始日を初日として 7 日間となります。

日	月	火	水	木	金	土	
11月1日	11月2日	11月3日	11月4日	11月5日	11月6日	11月7日	
入院		算定開始				1週目	
11月8日	11月9日	11月10日	11月11日	11月12日	11月13日	11月14日	
		2週目					
11月15日	11月16日	11月17日					

例) 11月1日入院～12月18日退院の場合

日	月	火	水	木	金	土
11月1日	11月2日	11月3日	11月4日	11月5日	11月6日	11月7日
入院		算定開始 1週目	訪問			
11月8日	11月9日	11月10日	11月11日	11月12日	11月13日	11月14日
		2週目	訪問			
11月15日	11月16日	11月17日	11月18日	11月19日	11月20日	11月21日
		3週目	訪問			
11月22日	11月23日	11月24日	11月25日	11月26日	11月27日	11月28日
		4週目	訪問			
11月29日	11月30日					

日	月	火	水	木	金	土
		12月1日	12月2日	12月3日	12月4日	12月5日
		1週目	訪問			
12月6日	12月7日	12月8日	12月9日	12月10日	12月11日	12月12日
		2週目	訪問			
12月13日	12月14日	12月15日	12月16日	12月17日	12月18日	12月19日
		3週目	訪問			退院
12月20日	12月21日	12月22日	12月23日	12月24日	12月25日	12月26日
12月27日	12月28日	12月29日	12月30日	12月31日		

### 11月の算定

各週において訪問がされているため  
長期入院時支援特別加算を算定

### 12月の算定

2週目に訪問がない→長期入院時支援特別加算の算定は不可。

訪問が 2 回、7 泊以上入院のため入院時支援特別加算 1,122 単位算定可能。ただし、訪問が 1 回だった場合、入院時支援特別加算 561 単位を算定する。

# 請求の返戻事由

○請求審査において特にケースの多い返戻のエラーコード

EG02 資格:受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません

EG20 資格:受給者台帳で受給資格を喪失している受給者です

EG12 資格:受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限月額情報が登録されていません

EG13 資格:受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません

EG03 資格:受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません

PA41 資格:受給者台帳に提供年月時点で有効な食事提供体制加算情報が登録されていない、  
または「食事提供体制加算対象者有無」が「無し」です

EH11 資格:請求明細書の明細情報「サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情報がサービス提供年月時点で有効ではありません

EG42 資格:食事提供加算適用有効期間外のため、食事提供加算は算定できません

上記のエラーコードが発生した主な理由

1. 受給者証の該当部分の更新が行われていない
2. 資格が変わっており、受給者証番号が変更している
3. 加算等の認定が該当のサービス提供年月において期間外又は取消となっている

上記の理由により返戻となった場合、受給者証をご確認の上、不明な点がありましたら請求担当へお問い合わせください